

人青男女第 422 号  
令和 3 (2021) 年 3 月 5 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 福田 富一

人権に配慮した行動の呼びかけ強化について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策及び人権施策行政の推進につきまして、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催した第 48 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正 (2 月 13 日施行) により、差別的取扱い等の防止に関する規定が同法第 13 条第 2 項に設けられたことを踏まえ、更なる感染を防ぎ、医療を守るためにも、今月 5 日から 31 日迄を「STOP! コロナ差別」呼びかけ推進強化期間として、下記のとおり人権に配慮した行動の呼びかけを行うこととしました。

つきましては、オールとちぎで取組を進めていきたいと考えておりますので、貴職におかれましても御協力いただき、別添の啓発チラシ「STOP! コロナ差別」を御活用いただくなどして、貴団体構成員や従業員、学生等の皆様に、人権に配慮した行動の周知徹底をお願いします。

#### 記

- 1 啓発チラシ (別添「STOP! コロナ差別」) を活用し、県公式ライン・コロナラインで呼びかけ (3/5~)
- 2 県ホームページへの同チラシの掲載・メールマガジンで「STOP! コロナ差別」を呼びかけ (3/5~)
- 3 県HP掲載の医療従事者等への応援メッセージ「コロナと闘う皆さんにエールを」を、県公式ライン・コロナラインで配信 (3/5~)

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部  
県民生活部人権・青少年男女参画班 (人権・青少年男女参画課)  
TEL 028-623-3027